

【紹介料返還規定】

被採用者が自己都合により入社後6ヶ月未満に退職した場合、退社時期に応じて、受領した紹介料を、下記の表に従い返還するものとする。

退社時期	返還率
入社から1ヶ月未満	80%
入社から3ヶ月未満	50%
入社から6ヶ月未満	10%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含む）は、上記の報酬返還は適用されない。